

と土地改良事業の積極化とを圖ると共に之に要する資金、資材、技術等の供給に付日本側において更に積極的に協力するものとす。尙開拓鐵道、軌道、道路、運河及び通信の施設を計画的に實施すると共に武器及び警備施設を充實し以て國防増産の一體的推進に努むるものとす。

九 開拓民に對する日滿兩國政府補助に付ては現下の經濟的諸條件に即應せしむると共に開拓地の立地條件と建設經營の難易等を勘案し補助の適正を期するものとす。

十 滿洲拓植公社の資本金に付ては開拓の進捗に伴ひ所要の増額を行ふことを考慮すると共に資金調達を圓滑ならしむるため日滿兩國政府に於て適當なる方途を講ずるものとす。

十一 開拓用資材に付ては之が確保及び輸送の優先を期するため特段の處置を講ずるものとす。

十二 開拓地に於ける保健、衛生、教育、文化等の諸施設を改善充實し以て開拓民の生活の安定向上を期するものとす。

十三 日本馬移植計畫を本計畫に即應し積極化すると共に日本馬の現地生産に付ても一段の考慮を拂ふものとす。

備考

本計畫の實施に當りては各年度における勞務、資金、資材等の實情を勘案し實行計畫を策定するものとす。

結婚報國懇話會の設立

特に結婚に關する諸般の促進施設及び啓蒙方策を通

じて時局下人口政策遂行に寄與せんことを目的とし厚生省人口局の主動後援により昭和十七年一月結婚報國懇話會の設立を見たが、その設立趣意、會則、役員及び事業計畫等を掲ぐれば以下の如くである。

結婚報國懇話會設立趣意書

現下の非常事態を突破して大東亞戰爭を完遂し大東亞共榮圈を確立せんが爲には我が國人口の急激にして且永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的なる向上を喫緊の急務とす従つて政府に於ては養に人口政策確立要綱を決定し銳意之が實現に邁進せられつつあり

然るに人口増強の根幹たる結婚に付ては男女共今尙個人主義的結婚觀に捉はれ或は迷信に惑はされ徒らに婚期を失し一般社會亦結婚の國家的民族的的重要性に對する認識薄く之が成立斡旋に付ては概ね個人的私事として放任せられ爲に時局の推移に伴ふ諸條件の累増に依り男女の婚期は益、遅延の傾向にあるは我が國人口政策上憂慮に堪へざる所にして官民一致協力して之が促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務なりと謂ふべし茲に結婚報國懇話會を設立して人口政策確立要綱の趣旨に則り結婚促進の一大國民運動の推進力となり結婚に關する正しき思想の普及に努め個人を基礎とする結婚觀を排し家と民族とを基礎とする結婚觀の確立徹底を圖ると共に結婚獎勵上必要なる事業を行ひ以て政府に協力して時局下人口政策遂行に寄與せんとす。

結婚報國懇話會會則

第一條 本會は結婚報國懇話會と稱す

第二條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く

第三條 本會は結婚獎勵に關し必要なる事業を行ひ政府の施設と相俟つて結婚を促進し我が國人口の増強に寄與することを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 結婚報國思想の啓發

二 適齡結婚及健康結婚の獎勵

三 結婚斡旋の獎勵

四 結婚斡旋機關の設置獎勵及相互の聯絡

五 結婚行事の改善

六 結婚に關する迷信の打破

七 關係團體との聯絡協調

八 結婚問題に關する調査研究

九 其の他本會の目的達成に必要な事業

第五條 本會に左の會員を置く

一 正會員 結婚の獎勵、指導又は斡旋を目的とする團體又は施設の役職員にして本會の趣旨に賛同し參加する者

二 特別會員 結婚に關し學識經驗を有する者にして本會の趣旨に賛同し參加する者

三 名譽會員 本會に特に功勞ありたる者

五 維持會員 本會に對し千圓以上寄附したるもの

五 贊助會員 本會に對し百圓以上寄附したるもの

第六條 本會に左の役員を置く

會長 一名

理事 若干名(内一名を理事長、二名を常務理事とす)

監事 若干名

評議員 若干名

右の外顧問若干名、參與若干名を置くことを得

第七條 會長には厚生次官の職に在る者を推戴す

理事長には厚生省人口局長の職に在る者を推す

常務理事は理事中より會長之を委嘱す

理事、監事及評議員は會員、關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會長之を委嘱す

顧問及參與は關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會長之を推挙又は委嘱す

第八條 會長は本會を代表し會務を總理す

第九條 理事長は會長を輔佐して會務を執行し會長事故あるときは之を代理す

常務理事は常務を處理し理事長事故あるときは之を代理す

第十條 理事は理事會を組織して會務を審議す

理事會の議事は出席者の過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第十一條 監事は會計事務を監査す

第十二條 評議員は評議員會を組織し重要な會務を議決す

第十三條 顧問は特に重要な會務に付會長の諮問に應ず

第十四條 參與は事業方針の決定其の他重要な會務に參與す

第十五條 第六條の役員は二年とす但し重任を妨げず

官公吏たる役員は其の在職期間中とす

補缺として就任したる役員は前任者の残任期間とす

役員は任期滿了するも後任者の就任する迄仍其の職務を行ふ

第十六條 本會に必要な應じ幹事、主事、書記其の他の職員を置き會長之を命免す

第十七條 本會の經費は左の收入を以て之に充つ

一 補助金

二 寄附金

三 其の他の收入

第十八條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十九條 本會の豫算は年度開始前評議員會の議決を経ることを要し決算は年度終了後一ヶ年以内に評議員會の承認を経ることを要す

第二十條 本會は必要に應じ特別會計を設くることを得

結婚報國懇話會役員氏名

會長	厚生次官	武井群嗣	外務省亞米利加局第二課長	大野勝己
理事長	厚生省人口局長	中村敬之進	内務省地方局振興課長	岡本茂
常務理事	厚生省衛生結婚相談所長	伊藤清	陸軍省人事局恩賞課長	藤村益藏
理事	厚生省人口局總務課長	安井洋	陸軍省兵務局兵備課長	菅井斌麿
	厚生省豫防局豫防課長	床次徳二	陸軍省人事局第二課長	富永昌三
	厚生省豫防局結核課長	青柳秀夫	海軍省軍務局第二課長	石川信吾
	厚生省生活局生活課長	青木秀夫	農林省總務局總務課長	久尾啓一
	厚生省労働局能率課長	小貫弘	拓務省管理行政課長	石坂弘
	厚生技師	古屋芳雄	拓務省拓北局總務課長	栢原依郎
	金書院第三部第一課長	右田鐵四郎	拓務省拓南局金書課長	高橋進太郎
	對滿事務局管理課長	松崎健吉	軍事保護院援護局指導課長代理	古屋亨
	情報局第五部第一課長事務取扱	川面隆三	東京府學務部長	加藤初夫
	興亞院文化部第一課長	森本雅雄	東京市厚生局長	安井大吉
			大政翼賛會國民生活動員本部長	村松久義
			大日本産業報國會厚生部長	野津謙
			大日本青少年團保健厚生部長	久松榮一郎
			産業組合中央會戰時對策部長	金井滿
			愛國婦人會事務副長	飛鋪秀一
			大日本國防婦人會金書課長	杉山得一
			大日本聯合婦人會金書部長	山田清
			恩賜財團軍人援護會輔導部長	御堀傳造
			大日本傷痍軍人會相談部長	梅澤銀造
			海外婦人協會會長	上杉貴子
			日滿帝國婦人協會理事長	石丸志都磨
			全日本方面委員聯盟常務理事	原泰一
			全國産業團體聯合會常務理事	膳桂之助
			日本工業俱樂部主事	中村元督
			原田積善會常務理事	齋藤俊平

理事

株式會社日産事務取締役 三保幹太郎

監事

前結婚報國懇話會幹事長 宇原義豊

評議員

人口問題研究所企畫部長 中川友長

人口問題研究所調査部長 岡崎文規

東京帝國大學教授 穂積重遠

東京帝國大學名譽教授 三宅鏞一

立教大學學長 遠山郁三

木下病院長 木下正中

東京帝國大學教授 白木正博

日本赤十字社産院長 久慈直太郎

慶應義塾大學教授 安藤畫一

聖路加病院 飯田英作

大日本生活協會常務理事 岸田軒造

生活改善中央會常務理事 東郷昌武

愛國婦人會本部 白石潔

淺草寺結婚相談所 守山良順

第一公論社長 上村哲也

日銀舊友會高砂局 高野昇

出雲大社教 千家尊宜

ゆかり俱樂部 藤田輝雄

本郷區駒込林町一九五 森田嘉市郎

東京府立第一高等女學校長 櫻井賢三

三輪田高等女學校長 三輪田元道

日産むすび會 吉田潤一

杉並區萩窪二ノ二〇九 藤木幹

東京女子醫學專門學校長 吉岡彌生

日本女子大學校長 井上秀子

大妻高等女學校長 大妻コタカ

文化學院教授

河崎ナツ

四谷區三光町一 竹内茂代

澁橋區下落合二ノ八一〇 高良富子

大森區新井宿六ノ六一三 村岡花子

四谷區西信濃町二 阿部靜枝

四谷區南伊賀町一 山高しげり

厚生省衛生結婚相談所 堤喜久與

東京市結婚相談所長 田中孝子

働く婦人の家會長 奥むめを

海外婦人協會常務理事 杉谷すが子

日滿帝國婦人會常務理事 西尾好子

大日本青少年團指導者中央練成所 植谷好子

大日本青少年團保健厚生部 金子てい

警察官家庭婦人協會家庭學校 本田トヨ

東京婦人會館 金子眞子

企畫院第三部調査官 美濃口時次郎

陸軍省人事局恩賞課 岡林諄吉

陸軍省兵務局兵備課 友森清晴

陸軍省人事局第二課 吉本重章

海軍省人事局第二課 長屋茂

海軍省軍務局第二課 末澤慶政

厚生省人口局總務課 神谷秀夫

厚生科學研究所 川上理一

厚生科學研究所 吉益脩夫

人口問題研究所 館益

東京府學務部社會課長 松岡一郎

東京府學務部衛生課長 草間弘司

東京市厚生局保健課長 萩原林太郎

大日本產業報國會厚生部參事 成瀬正勝

昭和十七年度結婚報國懇話會事業計畫 概要

- 一 創立記念結婚報國講演會の開催
- 本會設立の趣旨並に結婚に對する世人の認識を新にせしめ其の蒙を啓く爲適當の時期に於て講演會を開催すること
- 二 結婚斡旋機關設置促進懇談會の開催
- 事業場其の他に於ける結婚斡旋機關の設置を促進する爲左記に依り關係者の懇談會を開催すること
- 1 工場、鑛山結婚斡旋懇談會 二回
- 2 會社、銀行、百貨店 //
- 3 官公署 //
- 4 學校同窓會 //
- 三 結婚斡旋連絡協議會
- 結婚斡旋施設の會員一週一回會同し各自の相談事件を持寄り相互に交換をなすこと
- 四 結婚促進對策協議會の開催
- 現下結婚遅延の狀況に鑑み結婚を可及的に促進せしむる爲本會會員中より委員を選出し取り敢へず左記事項の協議を爲し結婚促進に資すること
- 1 結婚指導方針の研究
- 2 結婚斡旋方法の研究
- 3 標準結婚様式の制定
- 4 結婚者の經濟援助方法の研究
- 5 結婚獎勵と住宅問題
- 五 結婚斡旋講習會の開催
- 結婚斡旋機關の職員講習會を開催し結婚斡旋の實際に付指導すること

六 結婚獎勵に關する印刷物の刊行

結婚獎勵に關する參考として差當り左の印刷物を刊行し廣く結婚獎勵關係者に頒布すること

- 1 結婚斡旋の手引
- 2 職場に於ける結婚の獎勵
- 3 健康と結婚の乘
- 4 結婚への心構
- 7 結婚斡旋所の經營

適當の時期に於て結婚斡旋所を經營し廣く一般の利用に資せしむること

財團法人人口問題研究會編「ラテン・アメリカの人口問題」の刊行

財團法人人口問題研究會は同會編人口問題資料第四十八輯として「ラテン・アメリカの人口問題」(七〇頁)を刊行した。因に本輯は Moises Poblele Troncoso : *Problemas sociales y economicos de America Latina. Santiago de Chile, 1936.* を委託調査の形成に於て神戸商業大學商業研究所中南米經濟調査部に翻譯せしめたもので、内容目次を掲ぐれば次の如くである。

内容目次

- 一、人口と人種
- 二、米洲に於ける人口増加及び分布
- 三、米洲人口の全般的考察
- 四、人口密度
- 五、人口分布
- 六、人口の男女別構成
- 七、人口の年齢別構成
- 八、社會事情による人口構成

九、人口動態

- 一〇、婚姻率の趨勢
- 一一、出生率の趨勢
- 一二、死亡率の趨勢
- (イ) 一般死亡率及び幼児死亡率
- (ロ) 乳兒死亡率
- 一三、私生子
- 一四、移植民
- 一五、移植民問題結論
- 一六、原住民
- 一七、職業別人口構成
- 一八、人命の社會經濟的價值

滿洲國に於ける開拓農場法の公布

滿洲國に於ては滿洲開拓農民の健全なる發展を保障することを目的として昨昭和十六年十一月組織法第三十八條に依り參議府の諮問を経て勅令を以て「開拓農場法」を公布し、開拓農場の世襲家産制に依る鞏固なる農業經營基礎の確立を圖ることとなつたが、ナチス獨逸に於ける世襲農地法の先例にも見る如く、その人口政策的意義は極めて注目するに足るものといへよう。今昭和十七年四月より實施せらるる筈であるが、その法文を掲ぐれば以下の如くである。

開拓農場法

第一章 開拓農家

第一條 本法ハ開拓農場(以下農場ト稱ス)ノ世襲家産制ニ依リ鞏固ナル農場經營ノ根據ヲ確立シ以テ健全ナル開拓農家(以下農家ト稱ス)竝ニ之ヲ基礎トスル

農村ノ生産發展ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 農家トハ開拓團(以下團ト稱ス)又ハ開拓協同組合(以下組合ト稱ス)ノ區域内ニ於テ農場ヲ所有シ其ノ經營ニ依リ獨立ノ生計ヲ營ム日本内地人開拓民ノ親族團體ヲ謂フ

第三條 農家ハ其ノ名ニ於テ農場其ノ他ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第四條 農家ハ家長又ハ家長ニ非スシテ農家ニ屬スル者(以下農家族ト稱ス)カ農家生活ヲ爲スニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五條 農家ニ在リテハ家長ハ農家ヲ代表シ家政ヲ主宰ス

農家族ハ通常ノ農家生活ニ關スル事項ニ付農家ヲ代表ス

家長又ハ農家族ノ行爲ニシテ農家ニ爲シタヤ否ヤ分明ナラサルモノハ農家ノ爲ニ爲シタルモノト推定ス

第六條 本法施行ノ際存スル農家ノ世帯主ハ本法施行ト同時ニ其ノ家長ト爲ル

日本内地人ノ親族團體カ新ニ農家ト爲ルトキハ其ノ世帯主ハ同時ニ其ノ家長ト爲ル

第七條 農家ハ開拓精神ヲ體シ家長ヲ中心トシテ農場ノ經營ニ當ルト共ニ家名ヲ永遠ニ保持シ隣保相助及民族協和ノ達成ニ任スルモノトス

第八條 家長及農家族ハ農家ヨリ相當ナル扶養及教育ヲ受ク

第九條 農家ハ家長又ハ農家族ニ對シ情義ニ違ヒ且農家ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ農場以外ノ農家財産ヲ分與スルコトヲ得家長又ハ農家族カ農家ヲ離脱スルトキ亦同シ